

平成19年度岩盤備蓄基地に係る保安検査基準等検討分科会

第2回議事録

打合せ日時	2007年8月30日(木) 14:00~17:00	
打合せ場所	高圧ガス保安協会 第6会議室	
出席者	委員	駒田主査、稲田副主査、阪田、小野、石村、徳山、萩原、渡辺、阿子島、天野、長谷川、領家、近藤、高田
	オブザーバー	山岸、武石、宇梶
	事務局	松木部長、須知、永易、永井 (以上21名参加)
確認欄		

【配布資料】

- (1) 資料-8 第1回議事録
- (2) 資料-9 コンビ則関係
- (3) 資料-10 保安検査基準(案)
- (4) 資料-11 定期自主検査指針(案)

【議事内容】

1. 開会

- ・事務局より定員15名中14名の出席であり、委員会が成立している旨の報告がなされた。

2. 配布資料確認(資料番号8~11)

3. 質疑・応答

1) 資料8

- ・議事内容で挨拶の前に委員会の成立が報告されているが、記載すべきではないか?
→記載する。

- ・4) 4行目の→以降は「岩盤貯槽は、耐圧性能が除外されており、検査対象外である。その他のLPGポンプ、フェールセーフバルブ、防災遮断弁、受入管等の内管に別けて検討内容を示している。」に修正する。

- ・以上の修正を加えて第1回議事録が全員の賛成により承認された。

2) 資料9

- ・事務局より第1回委員会では、技術基準作成のためのKHKにおける手順等について説明するとともに、岩盤備蓄関係技術基準(案)における検討経緯及び技術の説明を行ったが、

関係がわかりにくいとのご指摘を受けたので、高圧ガス保安法における保安検査等の位置付け、対象範囲等について説明したいとの発言があった。

3) 資料10 & 11

- ・ 質疑に先立ち事務局より、資料10及び資料11はコンビ則関係のKHKSをベースに作成しており、両資料の違いもKHKSに準拠している旨の説明がなされた。
- ・ 資料11のp.13の②は不要ではないか？
→岩盤貯槽では考えにくいので削除したい。
- ・ 資料11のp.73の図中一点鎖線の範囲がおかしい。
→貯槽空洞の範囲であるのでプラグの内面に修正する。
- ・ 資料11のp.7の4行目以降の（コンビ則第2条第1項第14号の特定液化石油ガススタンド、同第15号の圧縮天然ガススタンド、同第15号の2の液化天然ガススタンド及び同第15号の3の特定圧縮水素スタンドを除く。）は削除すべき。また、「本基準」は「本指針」に修正すべき。
→削除及び修正をする。
- ・ 資料11の高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に関して、金属管については万一腐食した場合の検査がかかっているが、金属管の腐食防止措置では腐食させないための水質管理が記述されているのみであるので、腐食した場合の対応についても記述して欲しい。
→金属管の腐食防止措置であるので、腐食させない方法を記述すればよいと考えている。
- ・ 資料11のp.30*16は岩盤備蓄基地では「水素誘起割れ」等はない。備蓄基地に特化して書くべきである。
→「水素誘起割れ」は削除する。
- ・ 資料11のp.73の図に検査対象外のものが含まれている。削除すべきではないか？
→図は岩盤貯槽の概念を示すものであり、削除するとかえって分かりづらいと思われるので、このままとしたい。
- ・ 資料11の範囲はp.9とp.73のどちらなのか？
→p.9の範囲である。p.73は特定設備の範囲を示している。
- ・ 資料11のp.74の説明表の表現がおかしい。
→再度検討する。
- ・ 資料11のp.21で特殊反応設備はないと思われるが？
→特殊反応設備はないのでその部分を削除する。
- ・ p.17の火気取扱施設がある場合には具体的に書くべき。
→調査し、あれば記述する。
- ・ 資料11のp.23の①と②の金属管サポート架構、配管竪坑どう違うのか？
→①は水没部を除いた部分を指し、②は水没部を指している。
- ・ 資料11の参考資料1が資料10にはないがよいか？
→KHKでは一冊の本に纏められるが、告示化への委員会では資料11は無いので入れることとする。
- ・ 資料11のp.27で研削すれば肉厚測定が必要となる。非破壊検査に代えることはおかし

いと思われる。

→原子力で行っているので代替できると考えているが、表現を工夫する。

- ・資料11の p. 105 (b) (2) の超音波探傷試験は実施可能なのか？

→この資料は発電用原子力設備規格そのものである。

- ・資料11の p. 27 (2-2) 二. の表現を工夫すること。

→検討する。

- ・資料11の p. 32* 17 二. で「外部からの代替検査は、連続して採用することができない。」の意味は何か？

→開放検査をせず、連続して代替検査を行うことができないということである。

4. 今後の予定

第3回委員会は10月31日（水）14時～17時の予定でKHK第6会議室において行う。

第4回委員会は12月20日（木）14時～17時の予定であるが会場は未定である。

5. 委員長まとめ（資料11について）

- ・ p. 7 3行目以降の括弧内を削除する。「本基準」は「本指針」に修正する。
- ・ p. 13 ②を削除する。
- ・ p. 17 火気取扱設備に該当するものを記述する。
- ・ p. 21 特殊反応設備の項を削除する。
- ・ p. 23 (2) で①と②の違いを明確にする。
- ・ p. 26 高压ガス設備の耐圧性能及び強度は、耐圧性能と強度を区別して記述できるか検討すること。
- ・ p. 27 (2-2) 二. の記述を検討すること。
- ・ p. 30 *16 「水素誘起割れ」は削除するか検討する。*17 を検討する。
- ・ p. 72～74 を保安検査基準に入れるか検討する。図と表の整合性を取る。

以上